

外務省と南洋協会の連携にみる 1930年代南方進出政策の一断面

——「南洋商業実習生制度」の分析を中心として——

かわ にし こう すけ
河 西 晃 祐

はじめに

- I 外務省の「南進」政策と商業実習生制度
- II 満州事変と南洋協会
- III 南洋協会の改組とその背景

おわりに

はじめに

本稿の目的は1930年代における「南進」政策の一端を、「南洋商業実習生制度」を中心とした外務省と南洋協会との関わりから明らかにすることにある^(注1)。

近代日本の南方進出史の研究は1970年代から始まり、特に矢野暢氏の『「南進」の系譜』をはじめとした一連の研究は、その後の諸研究の基礎となった〔矢野 1975; 1979〕。現在はより詳細な個別研究が行われているが、中でも海軍を中心とした波多野澄雄氏の研究〔波多野 1986; 1990; 1991〕や、インドネシア史も包括する後藤乾一氏の一連の研究〔後藤 1986; 1995〕、東南アジア史の観点からそのインパクトを捉えようとする倉沢愛子氏の研究〔倉沢 1992; 1999〕や、原不二夫氏の農業移民の研究〔原 1986; 1987〕、明石陽至氏らの英領マラヤの研究〔明石 2001〕は、現在の「南進」研究の密度の濃さを十分に示しえるものになっている。

1980年代後半からは経済学からのアプローチを中心に、優れた個別研究を集めた論集が刊行され〔清水 1986a; 杉山・ブラウン 1990; 冨田 1995; 波形 1997〕、現在では植民地学の一環としての研究も進められている。

このように様々な角度から進められている「南進」研究であるが、1935~36年以降に南方進出の担い手が「民」から「官」に替わったとする枠組み自体は、矢野氏の提起以来、支持され続けてきた^(注2)。1936年以降に、「官」僚組織が積極的に「南進」政策に参画していくという指摘自体は了解できるものであるが、この枠組みに付随したいいくつかの重要な問題は、矢野氏以降の研究においても、未だに解明されていないといえるのではないか。

具体的には「民」と「官」を区分してしまった弊害として、1936年以前の「民」間勢力と「官」僚組織の連携という側面が十分に分析されてこなかった可能性がある。特に「民」間勢力の進出の中でも、「商業移民」という移民形態の分析が行われてこなかったために、商業移民政策を通じて「民」と「官」が連携していたことは見落とされてきた。そして何より重要な点として、「官」僚勢力の中でも、具体的にはどの省庁が、どのような経緯で1930年代後半という時期に南方進出政策に参画し、「民」間勢

力の統制を行っていったのか、という点は十分に実証されてこなかったといえよう。

無論、このような点すべてに答えることは容易なことではないが、本稿では「半官半民」、「官民一致」団体であった南洋協会と外務省の連携という事実に着目し、1938年から行われた南洋協会改組の背景を考察することで、外務省こそが、1937年の「第二委員会」決定を基に、(1)「華僑」抗日運動への対抗策として、(2)商工省や企画院、陸軍部との総力戦体制のあり方をめぐる対立の結果として、在南洋邦人の統制に踏み出していったのであり、南洋協会改組もそのような外務省の計画の一環として行われたのだということを実証していきたい（在外中国系の人々の呼称は現在では「華人」とすることが一般的だが、本稿では敢えて歴史用語として「華僑」という語句を使用していきたい。また本稿では「抗日貨」運動は、日本製品ボイコット運動を指し、「抗日」運動は、ボイコットをふくんだより広範囲な活動を指すものと定義している）。

従来、南洋協会と外務省の関わりについては十分な考察がなされてこなかった^(注3)。「南洋ブーム」の影響を受けて1915年に設立された南洋協会は、雑誌の発行から商品陳列所の経営といった幅広い活動を行って、南方進出に深く関与し続け、45年に散会した団体である。南洋協会は先行研究によって民間団体、あるいは半官半民団体とされているが、戦前期の南方進出を支えた中心的な団体であったことでは評価が一致している。本稿では、特に1929年から実施された「南洋商業実習生制度」を通じた外務省との連携という側面に着目していく。従来「民」の進出形態として農業移民や漁業移民の研究は行われてきたが、「商業移民」の研究は進んで

おらず、「南洋商業実習生制度」を考察することで、その一端を明らかにできると考えている。

「南洋商業実習生制度」が当時シンガポール総領事であった三宅哲一郎の発案だったことはすでに本人も証言しており〔三宅 1978, 6〕、外務省が補助金を支給していたことも先行研究において指摘されているが〔後藤 1986, 455〕、従来の研究ではあくまでも南洋協会が実行した私的制度であると考えられてきた。本稿ではこの制度が三宅以外にも、姉歯準平スラバヤ領事や、前日銀総裁であった井上準之助のアイディアを基に設立され、活動資金のほぼ全額を外務省が支給していた「国家的事業」であって（後述注①参照），外務省は植民地宗主国との軋轢を避けるために、南洋協会に代理事業として商業移民政策を行わせていたのだということを実証していく。また満州事変に対する日本製品ボイコット運動に対抗する目的で、外務省が南洋協会を通じて宣伝活動を行っていたことも考察されてこなかったが、本稿ではこの点もふまえた上で、1939年1月に南洋協会が財團法人化されたという事態と、総力戦体制下における「官」僚機構による「民」間勢力の統制という問題を絡めて論じていきたい。

I 外務省の「南進」政策と商業実習生制度

1. 創設期の南洋協会と農商務（商工）省、台湾総督府、外務省との関わり

はじめに1915年に南洋協会が設立された経緯を概観し、台湾総督府、農商務（商工）省との関わりについて論じておきたい^(注4)。1915年に

南洋協会を設立した際の中心人物であったのは「南進」論者として知られていた井上雅二と、田健治郎、内田嘉吉らであった。井上自身が「第二の同文書院を南洋に興さうと存じまして南洋協会を作り事業を経営」したと述べているように〔井上 1922, 60〕、協会のモデルのひとつは東亜同文会であった。協会の性格については、初代副会頭に就任した内田嘉吉が設立総会で「何等政治的意味を有せず、従って政党政派には何らの関係をも有せざる」「官民一致の公共団体」であると述べていたが〔南洋協会 1935, 4〕、協会創立事務所が一時台湾総督府出張所内に置かれ、協会設立当初から台湾総督が補助金を支給し、1915年4月に設立された台湾支部の初代支部長には台湾総督府民政長官となった下村宏が就任していたように、特に創設期においては台湾総督府との関わりが強かった〔中村 1979; 1981〕。また1918年5月にシンガポールに農商務省（25年からは商工省）からの委託を受けて「新嘉坡商品陳列館」（27年に新嘉坡商品陳列所と改名）、24年にスラバヤ商品陳列所を開設し、25年にメダンでスマトラ出張所を経営するようになってからは、同省からの補助金（委託経営費用）を受けており、そのつながりも深くなっていた。このような協会と農商務（商工）省とのつながりは商品陳列所が廃止される1937年まで続いており、このことが39年の南洋協会改組の背景に深く関わっていると考えられるが、この点は後述していくことにしたい。

第一次世界大戦を契機として好転していた対南洋貿易額は、1910年代後半に至ると「反動不況」の影響を受けて減少し、南洋への経済的関心もまた低下した。例えば1925年から27年までシンガポール総領事を務めていた中島精一郎は、

29年に南洋協会での講演において、「不幸にして日本人が最も多くの資本を投じたゴムが最近数年間に二回迄も暴落した為に、どうも南洋に於ける栽培企業に対する内地の印象が余り宜しくないのであります」と述べ、内地において南洋への関心が薄れていることを嘆いていた〔中島 1929〕。外務省は邦人企業の救済を目的として、1923年に「反動不況」の実態調査を行い、26年に第1回貿易会議（南洋貿易会議）を開催したが、南洋協会も同会議に積極的に関与している^(注5)。

清水元氏によれば、外務省は同会議において幣原外交の理念である「自由貿易」主義を主張し、商工省の主張した「保護貿易」主義と対立したとされている〔清水 1986b〕。清水氏の見解に従い、そこで到達したひとつの結論が自由貿易主義であったとすれば、後述するように外務省との連携を強めつつあった南洋協会も、自由貿易主義的な潮流に組み込まれていたはずである。事実、南洋協会は自由貿易主義を標榜しようとした外務省の構想に組み込まれていったのだが、それは南洋協会が自由主義貿易を推進したことではない。逆に表面上は自由貿易主義、欧米協調路線を唱えていた外務省の代理機関として、保護主義的な国家政策ともいえる「商業実習生制度」を実行する役割を担わされたのである^(注6)。

協会の中心的人物であった井上雅二は、1924年から海外興業株式会社の社長を兼任し、移民事業にも本格的に乗り出していたが、協会自体も30年に松田源治拓務大臣から、タイ南部およびマレー半島に自作農業移民を送り出すための調査を委託されている〔原 1986, 75〕。指令書では「調査ニ際シ政府委託ノ事実ハ厳秘トスル

コト」とされていたが^(注7)、これは原不二夫氏が指摘する通り、政府が移民政策を援助していくことが英國側に知られることを恐れていたためであった。調査を実際に指揮したのは協会主事の飯泉良三であったが^(注8)、協会側も、『南洋協会雑誌』において飯泉の渡航を単なる出張のように装っていた。しかしながら、調査終了後に日本人の入植が実行に移されると、英國側はその入植事業を不当行為と捉え、南洋協会新嘉坡商品陳列所がその首謀者であるとして警戒感を露にした〔原 1986, 77〕。南洋協会も外務省からの指導によるものか、1935年に出版された『南洋協会二十年史』ではこの移民地調査については不自然なほど何も触れず、外務省との関わりを公にしないという姿勢をとっていた。移民地調査事業については原氏の優れた研究に譲るが、このように協会は1920年代初頭から外務省との連携を深めていたのである。

この頃から本格化する協会と外務省との連携という側面を最もよく表わしていたのが、領事・総領事らが協会支部長を兼任していたという事実である。協会最初の海外支部として1916年に設置されたシンガポール支部には藤井實シンガポール領事が支部長として就任したが、以後協会の海外支部長は、現役領事・総領事か外務省関係者が就任することが通例となっていく。1921年に設置されたジャワ支部の場合でも、当時バタビヤ総領事であった松本幹之亮がその設立に手を貸し、初代ジャワ支部長に就任したが、そもそも設立当初は支部自体がバタビヤ総領事館内に置かれていたのである^(注9)。そして以後井田守三、三宅哲一郎、越田佐一郎と何れもバタビヤ総領事がジャワ支部長に就任していくことになる。同様に1924年に開設されたマニ

ラ支部の場合も、マニラ総領事であった縫田栄四郎が初代支部長に就任し、その後は越田佐一郎、木村惇、内山清といったマニラ総領事らが協会支部長を兼任していった。井上雅二が「(協会の支部長は) 内地の方はその地の商工会議所会頭に御願いして居りますけれども、外の方は南洋群島に於きましては南洋庁長官、又其の他の方に於きましては総領事、領事等のお方々に御願いを致して居る」と述べているように^(注10)、協会は支部長というポストを通じて外務省との連携を強めていく戦略をとっていたのである。そのような中で、1929年からは商業実習生制度が実施されることになった。

2. 内部構想段階における商業実習生制度

本項では商業実習生制度が外務省の代理事業であったことを実証していきたい。

第1回貿易会議が開かれた1926年以降、外務省では「同會議ニ於テ議セラレタル事項中之カ実行ヲ見ルニ至リタルモノ殆ント無」いことへの反省から^(注11)、省内で「南洋研究会議」を定期的に開催することを決定したが、それに併せて南洋協会に関わる重大な方針が打ち出されることになった。すなわち「貿易助長ニ関スル機関タル南洋協会ハ商工省、外務省及台灣總督府ノ各ヨリ補助ヲ受ケ居ル処 斯クノ如キハ命令關係ヲ不統一ナラシムルモノナルヲ以テ 此等ノ補助ヲ凡テ外務省ニ統一スルコト 右実行困難ナル場合ニハ補助ノ關係ハ現状ノ保トスルモ命令關係ヲ統一スル為 商工省及台灣總督府ハ南洋協会ニ對スル監督ヲ外務省ニ一任シ其ノ事業タル商品陳列所ノ如キハ當該領事官ノ監督ノ下ニ置クコト」(傍点、空白引用者。以下同じ)というように、商工省、台灣總督府ではなく外務省が一元的に協会を「監督」することを「我

方ノ対南発展策トシテ将来実行ヲ要スト思考セラルル事項」として決定したのである。このような外務省の思惑は実際に1939年1月に現実化することになるのだが、ここではまず商業実習生制度について見ておきたい。

南洋商業実習生制度とは、邦人小売商の育成・増加を目的として、日本人青年を南洋に派遣し、3年間ほど既存の邦人小売商の下で奉公させた後に、資金を貸与して独立開業させるという構想であった。現存する資料によって確認できる最も早い時期の草案は、姉歯スラバヤ領事が1927年10月30日に外務省に送ったものである^(注12)。姉歯は、蘭領東インド（インドネシア）へ輸出された日本商品の「八割」が「支那人タル卸商及小売商」によって販売されているという現状を述べ、「今俄カニ本邦商人ヲ移植シテ彼等ト同一線上ニ置クコトハ素ヨリ我ニ立遅レノ感アリ」としながらも、「若シ我中等以上ノ教育アリ身心健康ナルモノヲ移植シ 之レニ適當ナル援助ヲ与フルニ於テハ 立遅レノ差ハ遠カラス挽回スルコトヲ得ヘク」として、国家の補助によって、中等教育以上の教育を受けた日本人青年を「移植」し、卸業と小売業者を含めた中間商人層を確立できたならば、「華僑」に対抗できる日本商品流通網を確立することが可能であると述べていた。姉歯は自らの計画を、農商務省の実施していた「海外実業生」をモデルとするも、独立開業を国家が資金的に支援するという点において違いがあると述べ、まずは実習生を独立させて小売商とし、その後に卸売業に転身させることを計画していた。

次いで外務省に同様の意見を上申したのが、バタビヤ総領事三宅哲一郎であった。1928年5月、当時在オランダ特命全権大使であった広田

弘毅からバタビヤ、スラバヤ、メダンの各領事館に、「対蘭領東インド通商振興策」に関する意見を求める通達が送られた。三宅はそれに答えて11月に報告書を外務省に送り、その中で、(1)「輸出『シンジゲート』」を組織すること、(2)スラバヤ商品陳列所以外に7,8カ所の商品陳列所を設置することと並んで、(3)「中学卒業直後即チ二十才前後」の「見習生」を「毎年三十人」派遣し、「独立シテ店舗ヲ開」かせて、インドネシア人に対して日本製品を販売することを主張した^(注13)。

それに加えて、上記の三宅の報告書に目を通して、直接情報も交換していた井上準之助は、南洋視察を終えた後の1928年10月に外務次官官邸において講演を行い、商業実習生制度の基となる提案を行っている。井上はこの講演において、「政治上ノ関係カ安定セサルノミナラス権利モ安固テナイ」中国よりも、「日本ノ放資場所トシテハ南洋カ最モ適當テアル」として、日本の経済的進出は中国ではなく南洋を目指すべきだと主張した。井上は、農業移民や労働移民では低賃金で働く「爪哇人」や「支那人」労働者は絶対に敵わないので送るべきではないと主張したが、商業移民を派遣することは、必要かつ成功の見込みがあると提言した。続けて井上は、「南洋市場」において、日本商品が「支那人ノ手テ販売セラレテ居ル」ことに触れ、「排日貨運動」を打破するためにも「支那人ニ代ルニ日本人ヲ以テスルコト」が必要だと唱えたのである^(注14)。井上のプランは、情報を交換していた三宅の計画とも類似点が多いが、国内において17,8歳の青年を選出し、拓殖学校や外国語学校の夜学等に通わせて言語を習得させた後に渡航せしめ、派遣地の邦人商店において実習を行

わせるという、実際に行われた実習生制度に近い内容であった。井上は、年に20、30人を派遣しその半数が成功して残留すれば良いと考えていたが、30人の実習生を派遣する際には年間1万5000円程度の補助金が必要になるという試算も行っている。

三者がともに強調したことは、「華僑」中間商人を通さずに日本製品を流通させるためには、日本人中間商人を政府の援助で育成しなくてはならないということであった。このような意見が相次いで上申されたこと、特に前日銀総裁であった井上準之助の提案があったことは、商業実習生制度の設立に大きな影響を与えていたといえよう。

この一連の経緯を端的に説明したのが、1929年12月に外務省通商局第二課によって作成された『第五十七回帝国議会説明参考資料』[外務省通商局第二課 1929, 205-206] である。これは文字通り帝国議会における外務大臣の答弁のための参考資料であったが、そこでは「本邦対南洋貿易振興施設ニ関スル件」として、濟南事件を契機とした「排日貨」が「相当激甚」であることに触れ、「元来南洋貿易ハ直接間接ニ南洋支那商ノ手ニヨリ行ハルルコト多キノミナラス 南洋商業ノ実権亦南洋支那商ニ在ルカ故ニ 右支那商等ノ排日貨運動ハ直ニ我対南洋輸出貿易ニ影響スル所鮮カラス (中略) 此際南洋関係各地ニ邦人小売業者ヲ分布シ 右ニ依リ各地消費者ニ対スル邦品直接取引ヲ確保スルコトトシ 右小売商養成ノ為商業実習生ヲ南洋地方へ派遣シ 以テ之ヲ地方ノ言語風俗経済事情ニ通セシメタル上 小売商ヲ開設経営セシメムトスル計画ヲ樹テ 南洋協会ヲシテ右計画ノ実行ニ当ラシメ」たことが説明されている。このように

外務省は「排日貨」運動に対して相当な危機感を抱いており^(注15)、その打開策として商業実習生制度が実施されていくことになったのである。

3. 商業実習生制度とその意義

商業実習生制度は計画段階から、「本件計画ハ飽迄 表面南洋協会ヲシテ之ニ当ラシムル次第ニシテ 外務省ノ右ニ対スル関係特ニ補助金支出等ノ点ニ関シテハ派遣先ハ勿論外部ニ対シテハ絶対秘密」とされていたように^(注16)、外務省の一切の関与、特に補助金の支出については秘匿することが義務づけられていた。この引用中にある「外部ニ対シテハ絶対秘密」という意味は、この実習生制度が商工省の企画である「海外実習生制度」に対抗する目的で設立されたものであった可能性を示唆している。商工省と外務省の対立は、後の南洋協会改組にも関連していくと考えられるが、その点は後述していく。

いずれにしても、1931年にスラバヤ領事姉歯準平が「(実習生制度は) 我国家的事業でもあり一面より見れば大なる商業経営策であるから余り世間に知らさぬ方が好い」^(注17) と述べてもいたように、あくまでも「国家的事業」たる商業実習生制度は、諸外国に対してはもちろん、国内においても外務省との関わりを秘匿すべく運営されていったのである。

外務省から活動資金を得た南洋協会は1929年2月に第1回実習生の募集を行い、受験資格が与えられた339名の志願者に対しては、外務省通商局員を交えて面接を行った。このように外務省は、単に活動資金を支給するだけではなく候補者の選考の段階から積極的に関わり、その後の商業実習生の募集にあたっても引き続き便

表1 第1回南洋商業実習生一覧

氏名	原籍地	学歴	戸主との続柄	年齢
今井 武雄	長野	丸子農商学校卒	三男	21
塙 善四郎	茨城	水戸商業卒	四男	23
初田庫次郎	宮城	拓殖大学卒	三男	26
加部 竹男	群馬	前橋中学4年	二男	19
吉川 四郎	神奈川	商工学校卒	四男	20
中田 清	北海道	札幌工業退学	七男	22
浅野 禮二	岐阜	名古屋高商卒	二男	28
佐生 卓治	千葉	正則英語学校退学	三男	28
佐々木友三郎	秋田	秋田商業卒	三男	20
三浦友太郎	秋田	秋田商業卒	七男	20

(出所) 「南洋商業実習生報告書（自昭和四年二月至昭和四年六月末日）」『在外本邦商業練習生及海外実務員関係雑件』外務省外交史料館蔵から作成。

宣を図っていった。実習生の選考には、成績が優秀であり、性格が善良、心身の健康な者という基準が設けられていたが、「年齢二十歳前後の男子にして、家督相続人ならぬもの」という項目も設けられていた^(注18)。面接試験に合格した40名に対しては協会の職員が居住地、出身地にまで出向いて、家計、父兄の性行までを調べ上げた上で、最終的に10人を選抜した（表1参照）。

実習生に選ばれた10名をみていくと、当初の予定通り長男は選ばれていないが、年齢は19歳から28歳までと幅広く、平均年齢は22.7歳であった。10名は東京で16日間に及ぶ合宿を行い、松本幹之亮前バタビヤ領事兼南洋協会ジャワ支部長らの講習を受け、名古屋と大阪で工場を見学した後、4月16日に神戸を出航し、同30日にスラバヤに上陸した。スラバヤでは、スラバヤ商品陳列所で姉歯スラバヤ領事、飯泉主事、小原スラバヤ商品陳列所長から訓示を受けた。スラバヤでの当面の宿舎には同地の日本人商店

の社宅が割り当てられ、5月27日まで「馬来語」や地理歴史に加え、現地の習慣や関税手続き、関連法規、取引方法などの講習を受けた。実習生の派遣先はすでに姉歯領事によって選定されており、10名は28日にそれぞれの派遣先へと向かい実習生活に入っている。

このように外務省は、資金を供給するだけでなく、実習生の人選から派遣先の選定にまで積極的に関わり、実習中も協会に実習生の勤務評定を送ることを義務づけることで、運営に関与していた。

第1回実習生は、協会が過大な期待を抱かせすぎたという事情もあり、実習生の半数以上が帰国する事態を招いたが、1929年末に行われた第2回実習生の募集では、配布された募集要項の部数が第1回時の倍にあたる4000部を数え、受験資格を有する者だけでも563名にのぼった。協会が実習生制度の運用に隨時改善を加えたこともあって、第2回以降は実習生の現地での生活も比較的順調に進み^(注19)、第4回時には通商

局と南洋協会が協議して、従来の甲種合格者10名の他に乙種50名を募集している。

実習生制度最大の目的であった独立開業は1934年から始まっているが、これは蘭領東インド政府の発動した日本商品輸入制限令によって計画を前倒しして実施したためであった^(注20)。表2は1938年5月の時点での実習生の派遣人数、帰国者数、独立者数をまとめたものである。この表からも明らかのように、1938年の段階では300人弱の実習生が派遣され、20人ほどが開業している。現在確認できている限り、外務省が所蔵する史料の中では1939年6月2日付けの史料が派遣者人数と帰国者数、独立者数を表わす最後の史料となっているが、それによれば39年6月の時点では、派遣者総数は343名、内58名が帰国し10名が死亡した結果、残る275名が定着していた。独立者はその内の44名であった^(注21)。その後の派遣者数等の詳細は不明で

あるが、南洋協会の雑誌『南洋』によれば1942年度に派遣された実習生数は「約百名」であり、「此の制度が始まりまして以後通計いたしますと、約八百名の青年が南洋協会の指導監督の下に南方に参って、各方面にご奉公して居る」とされていたように、29年から42年までの派遣総計は約800名であると記載されている^(注22)。確實な数値が残る1939年までの段階で計算しても、1カ年の平均派遣人数が27.3人であったことを考えれば、年間60名の派遣を想定していた姉歯の計画には及ばないものの、井上や三宅の30人という人数値には近い派遣人数を実現できていたといえよう。

表3は1938年3月末の実習生の配置地域および人数を表わしたものである。当初は派遣地域としてジャワ島に重点が置かれていたが、1934年以降にシンガポール、英領マラヤ、フィリピン、タイへと派遣先が拡大していったことが判

表2 南洋商業実習生の派遣人数、帰国者数、独立者数一覧（1938年5月）

（単位：人）

	派遣者数	帰国者数	死亡者数	現在数	開業セル者	実習中ノ者
第1回	10	6	1	3	3	なし
第2回	10	1	なし	9	9	なし
第3回	10	1	1	8	5	3
第4回	30	12	1	17	1	16
第5回	38	11	なし	27	1	26
第6回	40	11	1	28	1	27
第7回	42	5	2	35	なし	35
第8回	42	3	1	38	なし	38
第9回	17	なし	なし	17	なし	17
第10回	35	なし	なし	35	なし	35
合計	274	50	7	217	20	197

（出所）「南洋商業実習生名簿（昭和13年5月15日現在）」（『在外本邦商業練習生及海外実務員関係雑件』収録）より作成。

（注）第9回生分は前期生（昭和12年8月渡航）のみが計上され、後期生（昭和13年3月渡航）は計上されていない。第10回生は1938年7月に渡航予定だったので厳密には予定者数。

表3 南洋商業実習生の配置地域および人数一覧（1938年3月）

(単位：人)

地域（国名・地名表記は原文のまま）	現在総員数	独立開業者数	総 数
蘭領印度 瓜哇（ジャワ島）	76（ボルネオ1名含む）	16	92
スマトラ	5	2	7
英領馬来	39（新嘉坡28名含む）		39
比律賓	52（内、マニラ26名）		52
シャム	9（全てバンコク）		9
合 計	181	18	199

(出所) 『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係雑件 南洋協会』外交史料館蔵より作成。

る。このような地域展開には、各植民地政府が施行した入国制限令が関係していると思われるが、何れにしても派遣地域の拡大という点からみれば、実習生制度は着実に展開していたといえよう。

無論、1940年の段階で独立開業者がわずかに44名であったことを考えれば、実態としては井上準之助や姉歯、三宅らが考案していたような「華僑」を通さない日本商品流通網が確立できていたとはいい難いであろう。例えば姉歯が1932年の段階で、「(商業実習生を) 統制ある方法でやり『ジャバ』に千軒の日本人小売店が活躍するとすれば、日本品の販売には左程の不足を感じることがないと思はれますから、是非年々連続的に見習生を送り之が独立経営者となる様に致したいと念願して居る次第であります」と述べていたように〔外務省通商局第三課 1932, 29〕、ジャワ島のみでも1000店の「日本人小売店」が必要だと考えられていたことを考慮すれば、44名の独立のみでは十分な役割を果たせなかつたと考えるのが妥当である。

しかしながら1937年の段階でも蘭領東インド、英領マラヤ、タイ、仏領インドシナ（ベトナム）、フィリピンに居住していた日本人小売商

店の総軒数がわずか1616軒にすぎなかったことを考えれば^(注23)、潜在的な独立開業者である商業実習生275名を国家の補助金によって派遣していたことには一定の意義があった。なによりも、この計画が1941年の太平洋戦争開戦という事態を想定したものではなく、より長期的な経済進出策として立案、運用されていたことを考慮すれば、まさに将来構想としての意義を持っていたといえよう。

II 満州事変と南洋協会

1. 南洋協会を通じた啓蒙活動の展開

1931年の満州事変によって引き起こされた「華僑」の抗日運動は、南洋協会にとって非常に大きな意味を持つことになった。満州事変時の抗日運動は、先行研究の指摘するように結果的には経済的被害は少なかったが〔明石 1971〕、当時において領事や外務省が恐れたのは、経済的な害よりもむしろ国際世論を動かすその宣伝力であった。外務省は、沸き上がる抗日運動の背後にはそれを煽る「華僑系ノ新聞」の存在があると考えていた。そこで外務省は、植民地政府に「反日的記事」の取り締まり

を要請する一方で、その抜本的な解決のために協会を利用した逆宣伝活動を計画するのである。

外務省は、南洋「華僑」は経済はもとより政治的にも権勢を誇る「外国ニ於ケル支那革命運動資金ノ最大供給者」であって、独自の新聞機関を有するだけではなく、各地にある総商会や同郷人会も「母国トノ連絡機関、対外宣伝機関トシテ活動」していると考えていた^(注24)。1937年当時において南洋全域で発刊されていた「華僑」系の新聞は59紙に及び〔東亜研究所 1945, 179〕、日本側も在外公館を中心として宣伝活動に努めたが到底敵わず、「南洋ニ於ケル我方ノ宣伝ハ独り在外公館ヲシテ之ニ当ラシムルヲ以テ足レリトセズ各種ノ機関ヲシテ行ハシムル必要」があると認識されるに至る。

そのため、南洋各地に支部や商品陳列所を拡張しつつあり、「実業界知名ノ人士ヲ役員トシ」、「我商權ノ發展ニ相当活躍シ居り、当該地方ノ官民ト接触少カラザル」ことを理由に、南洋協会が主導宣伝機関として選ばれ、補助金が支給されることになった。具体的な宣伝方法としては、協会会頭らの連名をもって諸国語によるパンフレットを作成配布する案や、協会の人員による時局資料の収集や、有力者の訪問、新聞雑誌への寄稿等が考案され、それに従って協会は諸活動を展開していったのである。

例えば1933年2月には、前蘭領東インド艦隊司令官であった「イエー・ボスマ」夫妻の来日にあたって、晩餐会と東京劇場での観劇会を開催し、同年4月には、「海峡植民地及馬来連邦州水産局長バードウェッセル」夫妻の「歓迎ティ・パーティ」を催し、10月には蘭領東インド国民参議会議員のために歌舞伎座で歓迎観劇会

を開き、34年のジョホール国王夫妻の来日に際しては協会副会頭藤山雷太自らが邸宅で王妃を歓待するなど、南洋各地からの来訪者の接待に努めたのである〔南洋協会 1935, 240〕。

また日蘭会商にあたっては井上雅二と飯泉良三を「蘭領印度輸入制限令対策協議会」の特別委員として出席させ、会頭近衛文麿と副会頭藤山雷太の連名でオランダ植民大臣、蘭領東インド総督に対して抗議電報を送るといった活動を行い、民間ルートから外務省を補佐している。このように満州事変以後の南洋協会は、外務省に替わって宣伝活動を行い、植民地政府要との関係を構築する任務を請け負うことになっていった。

2. 満州事変と商業実習生制度への補助金

また満州事変を機に商業実習生制度への補助金が復活したこと、協会にとって大きな意味を持っていた。外務省から商業実習生制度への補助金は1928年度分としてまず5000円、29年度分として1万円が支給され、この1万5000円の補助金が当初の活動資金となっていたが、昭和金融恐慌以後の緊縮財政のあおりを受けて30年度、31年度は外務省の要求が大蔵省の査定を通りず、補助金が途絶えていた。その結果1931年に一時は商業実習生制度自体も存続の危機を迎えていたが、上記の宣伝工作と併せて商業実習制度の見直しも図られた結果、32年度に5000円、33年度には1万円の補助金の支給が復活したのである。1934年度、35年度、36年度にはそれぞれ1万5000円が支給され、37年度には2万円が支給されている。そしてさらに、南洋協会改組が決定した1938年に至ると、年額13万5000円もの補助金が協会に交付されていくのである^(注25)。

III 南洋協会の改組とその背景

1. 執行部改選から財団法人化へ

1937年7月に盧溝橋付近での軍事衝突から日中戦争が始まり、9月下旬に南京、広東への空爆が行われ戦線が拡大するに至ると、国際連盟において日本問責決議が採択され、対日経済制裁を求める国際世論の声が高まった。そのような状況下においても外務省は、欧米各国による対日経済圧迫は、英・米が中心となって提唱しているものの、他の国は英米の主張に「引摺ラレ」ているだけであり、英米国内にも自重論、反対論もあるので、対処できるという認識を持っていた^(注26)。むしろ外務省が恐れていたのは、南洋「華僑」の抗日運動が激化しつつある現状であった。このような認識を基に1937年11月6日に「支那事変ニ関連シ外国ノ我国ニ対スル経済的圧迫ニ關シ 我国トシテ執ルベキ方策ヲ研究スル為」に、内閣に設置されたのが「第二委員会」であった。第二委員会の人事組織は企画院関係者を中心として構成されていたが、広範囲な国際情報を必要とする関係から外務省が影響力を保持できた委員会であった。そしてこの委員会のもとで「南洋華僑ニ対シ 時局ノ真相ヲ知ラシムル為ノ適當ナル措置ヲ講ジ 又排日華僑所在ノ南洋地方ニ於ケル邦商ニ付テハ 我在外公館ノ監督ノ下ニ之ヲ地方別団体ニ結成セシメ 之ニ補助金ヲ与ヘ 邦品ノ輸入及販売ヲ華僑ノ手ヲ経ズシテ行ヒ得ル如キ方法ヲ構ゼシムルコト」が決定され、その「邦商ノ地方別団体ノ統括母体ハ南洋協会トスルコト適當ナルベシ」として、南洋協会を「統括母体」として、南洋各地の民間勢力を「在外公館ノ監督ノ下

ニ」「統括」することが決定したのだった^(注27)。これは具体的には、「領事ノ指導監督下ニ在ル時局委員会ニ スヘテノ現地在留邦人 諸団体ヲ包括セシムルコト」^(注28)として、各領事館の中に「時局委員会」を設け、南洋各地の日本人商業会議所を統括する計画として実現されていった。この決定により事実上「官」僚機構による「民」間勢力への統制が始まったという点は、従来見落とされてきたが、南方進出史において非常に大きな意味を持つことであり、ここで指摘しておきたい（なぜこの時期に外務省が第二委員会を通じてこのような決定を行わせたのかは、本節2で分析していく）^(注29)。

外務省はこの決定を基に、1938年から積極的に南洋協会の「改組拡充」に着手していく。1938年4月16日、協会副会頭藤山雷太と専務理事井上雅二の「辞意申出」と後任人事を伝える文書が外務省関係局宛に送られている。協会の執行部改選が外務省に通達されることは通例ではあったものの、藤山雷太、井上雅二の後任に前拓務大臣だった兒玉秀雄と、満州事変時の奉天総領事であり前ブラジル大使であった林久治郎が選ばれた結果、会頭近衛文麿を頂点として、その脇を拓務、外務両省の出身者が固め、その下に実務担当の飯泉良三が配置されるという、官営色の強い人事構成になったことが、従来とは異なっていた。

実はこの執行部改選も外務省によって行われていたのだった。その過程をもう少し詳細に追っておけば、まず1938年3月に、石澤豊外務省欧亜第三課長が、民間の資金によって新たに対南方「工作機関」を結成するために関西方面へ派遣されている。石澤によれば、その結果、新団体の設立よりも「従来外務及拓務省ノ援助ヲ

受ヶ活動シ来レル南洋協会ヲ此際改組、拡充」するほうが「寧口近道ナリ」という判断がなされたのである。その後「拓務其他関係省トモ協議シタル所 其賛成ヲ得」ることができ、「同協会ニ於テモ之ニ賛成シ 去ル三月十二日副会長ニ前拓務大臣兒玉伯ヲ 又理事長ニハ南方文化工作ニ最モ熱心ナル林前大使ヲ推薦シ過日其就任ヲ見 第一段ノ準備ヲ了シタ」のであった。すなわち兒玉、林の執行部就任も外務省からの「推薦」であり、外務省が「第一段ノ準備ヲ了シタリ」と認めていたように^(注30)、執行部の改組は南洋協会からの提案ではなく、外務省によって計画されていたのである。

執行部を改選させた外務省が次に行つたことは、「南進」政策に関心を寄せていた海軍と、設立以来協会と関係の深かった台湾総督府を牽制することであった。5月上旬には石澤欧亜局第三課長は、海軍軍令部と同軍務部から大佐、中佐クラスの人物達を招いて、「南洋協会今後ノ方針ニ関スル件」を話し合うための晚餐会を開いているが^(注31)、その席において、植民地行政府との摩擦を避けることを名目に、以後の南洋協会の活動を外務省が一元的に「監督」していくことの確約を海軍側から取り付けることに成功しているのである。

そのおよそ2週間後の5月24日には、石澤は今度は台湾総督府関係者を呼んで「『マニラ』商品陳列所其他一般南方問題ニ関スル協議会」を開いた。これは「最近台湾総督府側ニ於テ中央官庁ト連絡スルコトナク勝手ニ南方工作ヲ行ハムトスル傾向アリ 弊害アルヲ以テ之カ是正ノ為」に開催されたものであった。「勝手ニ南方工作ヲ行ハムトスル傾向」とは、南洋協会台灣支部に補助金を与えてマニラに独自に商品

陳列所を設立しようとしていた台湾総督府の計画を指していたが、実際には、石澤がその席で「南洋協会ヲ拡充強化シ 南洋華僑対策其他一般文化的親善工作助長ノ衝ニ当ラシメ度キ意向ナリ 就テハ台灣総督府側ニ於テモ今後右ニ対シ援助協力ヲ與ヘラル様希望ス」と念を押していたように、真の目的は、外務省による協会の改組に対して、台湾総督府から確約を取り付けることにあったのである^(注32)。また同じ5月中旬には海軍軍令部、商工省貿易局、拓務省拓務局、台湾総督府殖産局などから関係者を招いて「新旧役歓送迎披露宴」が開催されたが、これもまた外務省主導の協会改組をより広範囲にアピールすることが狙いであった^(注33)。

この後協会は財団法人化の見返りとして、外務省から先述した計13万5000円に及ぶ大規模な補助金を受けることになるが、それと引き替えに活動全般を外務省によって大幅に規制されることになり^(注34)、名実ともに協会としての独自性を失っていったのである。新執行部は1938年7月29日に第30回定期総会を開催し、協会改組を評議員、会員らに正式に通知したが、出席者からも何の反論も出されず、財団法人化は滞りなく進められた。そして総ての根回しが完了した翌1939年1月に、正式に財団法人南洋協会が発足したのである。

それでは次に、何故この時期に、外務省が南洋協会の下に在南洋邦人を一括的に統括することを決定し、さらには南洋協会改組に踏み切つていったのかを考えたい。

2. 総力戦体制をめぐる外務省と商工省・企画院・陸軍部との確執

この点を考察するためには、1930年代後半から南方進出政策により積極的に乗り出してきた

「官」僚組織間の対立という側面をみる必要がある。南洋協会の改組が行われた1937年から38年という時期は、日中戦争の長期化に対応するため、日本国内では「戦時経済」、総力戦体制に移行すべく省庁再編が急がれていた時期であった。より具体的には、1937年8月13日の第二次上海事件以後、戦局の拡大は避けられないという判断が下され、9月4日から8日にかけて開催された第72臨時議会において、輸出入品等臨時措置法、経済統制法規が制定されて戦時経済体制への移行が開始されている〔古川 1992, 51; 中村 1987, 18-27〕。その後、陸軍を中心となつて新たな総合国策機関の設立が急がれ、10月25日には企画院が設置されるに至っているが、南洋協会改組は、この企画院（企画院設立前は、資源局と企画庁）と陸軍を背後につけた商工省に対して、外務省がとった対抗策の一環として行われたものであったことを次に論証していきたい。

南洋協会をめぐる事実関係を先に簡単に述べておくと、協会改組への動きが始まった時期と前後する1937年9月3日、商工省によって海外商品陳列所の廃止が正式に決定され、その業務は商工省の管轄下にある「輸出組合中央会」によって経営される「貿易斡旋所」に引き継がれる事態が生じていた。その結果、南洋協会が20年余りにわたって経営してきた新嘉坡商品陳列所、スラバヤ商品陳列所、バタビヤ出張所は廃止され、新たに商工省の手で「新嘉坡貿易斡旋所」が設置されることになったが、この「新嘉坡貿易斡旋所」の設置こそが、まさに戦時経済体制への布石として商工省が実施したことであった^(注35)。

南洋協会は、新嘉坡商品陳列所が廃止された

1カ月後の1937年10月1日には外務省の援助を受けて「新嘉坡産業館」を新設した。その結果、シンガポールに商工省系の「新嘉坡貿易斡旋所」と外務省・南洋協会系の「新嘉坡産業館」という同様の機能を持つ施設が併存する事態が生じたが^(注36)、商工省はこの時期、商業実習生制度とほぼ同内容の「貿易練習生制度」を発足させてもいたように、外務省・南洋協会を排除する形で、独自の通商業務を運営し始めていたのである。このような通商業務をめぐる商工省と外務省の対立は、古くは大正期の「商務官問題」にさかのぼり^(注37)、直接的には1935年以降に再燃していたものであったが、37~38年の時点で特に外務省が危機感を抱いたのは、商工省の思惑が、やはり外務省を排除する形で、総力戦体制に適合した新省庁を作ろうとする陸軍部や企画院をバックにつけたものであったからである。これは「貿易省設置案」として表面化していく計画であったが^(注38)、このような動きに対して、外務省側は「閣議決定ノ如キ正式手続ヲ踏マズ唯関係省ノ了解ノ下ニ隨時関係省ヨリ係官出席シ協議スルモノナリ」として強い不信感を募らせていた^(注39)。外務省は、1938年5月に企画院内で貿易省設置案が検討された際には本格的には討議されなかったが、「其後陸軍方面ノ一部ニ於テ貿易省設置ノ要望アリ 企画院ノ一部亦之ヲ支持シ」、最終的には決定は見送られたものの、企画院から5相会議にこの貿易省案が提出されたことも正確に把握していた。それに対して外務省は、「海外ニ於ケル貿易関係ノ総テノ機関ハ之ヲ挙ゲテ大公使又ハ領事ノ指揮監督下ニ置キ 本邦関係機関ノ活動ハ総テ一ニ出ツルモノトナルコトヲ要ス」として、外交の一元化を盾に強硬に反対し続けていく^(注40)。

双方の対立は1940年まで持ち越され、貿易省設置が目前に迫った段階で、外務省の局長職以上の職員が一斉に辞表を提出するという非常手段を実行して、ようやく設置案が撤回されるという事態にまで発展することになるのだが、南洋協会改組に至る一連の流れが、このような対立の最中の出来事であったことは注目すべきことである。

以上のような対立構造を見てくると、この時期に外務省が在南洋邦人を統括するために南洋協会の財団法人化に踏み切った要因には、外務省と、商工省・企画院・陸軍部との対立という事態があったといえるであろう。すなわち、商工省が新嘉坡商品陳列所を廃止して新たに新嘉坡貿易斡旋所を設立し、「貿易練習生制度」を発足させようとしていた背景には、企画院・陸軍の意向をバックとして、外務省を排除して総力戦体制に適合した省庁を設置しようという構想があった。それに対して、外務省は第二委員会を通じて、南洋協会を「統括母体」として在南洋邦人を一元的に「統括」することを決定させ、南洋協会改組に踏み切っている。外務省が敢えてこの時期に、南洋協会を管轄下に収め、在南洋邦人を一元的に統括する政策を打ち出したのは、対南方通商政策への影響力を維持することで、陸軍・企画院・商工省に対抗しようという思惑があったからだといえよう^(注41)。

無論、外務省が南洋協会を改組した背景を考える上では、日中戦争開始以後の「華僑」の排日運動を打破するために、外務省が南洋協会の活動をより直接的にコントロールする必要性が生じたという点も考慮すべきである。外務省は1938年に、商業実習生制度を「華僑ノ日貨排斥ニ対スル応急策ノーツ」と位置づけ、「養成人

数ヲ50名ヨリ100名ニ増加シ且一年間ニ独立開業セシメル人員10名ヲ40名ニ増加スコト」を決定し、13万5000円にのぼる補助金を南洋協会に支給したが^(注42)、まさにこの補助金は「支那事変勃発シ 華商ノ排日運動根強ク行ハレ從来土人ト卸商トノ間ニ立ツヘキ邦人小売商ノ數頗ル少ナキ為ニ 商品ノ売行減少ノ傾向現ハレ來ルニ鑑ミ 今後小売商ノ地盤ヲ邦人ニ依リ獲得スル」^(注43)ために支給されたものであった。南洋各地において非常時輸出入制限令や入国制限令が実施され、日本の経済進出にも強い警戒感が示されていた情勢下で、他国の内政問題である抗日運動を打破する最も有効な方策が、「民間団体」を装うことのできた南洋協会の商業実習生制度を活用していくことだったのである。

また一方では、南洋協会は1928年の济南事件の際にも、新嘉坡商品陳列所やスラバヤ陳列所を中心に、「新嘉坡ニ於ケル排日問題ニ関スル件」や「爪哇ニ於ケル排日問題ニ関スル件」といった緊急性の高い情報を「特別情報」として外務省に送っていたように^(注44)、独自の海外情報を外務省に送付していた。外務省は、1937年の時点でパラオ島、ジャカルタ、シンガポール、マニラに海外支部を有し新嘉坡産業館を経営していた南洋協会を取り込むことで、その情報網を積極的に活用できるというメリットがあった。

同様に外務省は、南洋協会を取り込むことで、従来繋がりの薄かった末端部の邦人を監督することも可能となった。南洋協会は商業実習生制度の開始時からすでに、実習先の邦人小売商から、実習生の勤務評定を逐次提出させ、それを外務省に送付するという形で邦人小売商と外務省をつなぐ役割を果たしており、商業実習生以外の人材も現地の邦人商店や企業へ斡旋するこ

とで [金ヶ江 1968, 315], 現地の日本人会や商業（商工）会議所とも密接な利害関係を維持していた。また協会支部の理事に各地域の日本人会や商業（商工）会議所の役員を就任させるといったことも行い，在南洋日本人社会とのつながりも培っていた。その意味でも、外務省は南洋協会を取り込むことで初めて、南洋全域にまたがって邦人の一元的管理を可能にすることができたといえよう。

さらに外務省は、協会を取り込むことで、植民政府の要人との人脈や、現地における商業ネットワークをも入手できた。満州事変時に外務省が「南洋華僑」抗日運動を押さえるために、協会のネットワークを利用し、植民政府や「華僑」に対して宣伝工作を行っていたように、協会を通じた宣伝工作や民間外交を行う方法は、外務省がすでに実行してきたものだったことを考えれば、そのメリットもまた大きかったといえるのではないか。

おわりに

最後に同時期に外務省が南洋協会以外にも「民間団体」を通じて対外政策を実行していた例を考察し、併せて1939年以降の南洋協会と外務省の関係について触れておきたい。

外務省は南洋協会の改組と並行して、蘭領東インドにおいても民間団体を通じた政策を行うために、既存の「日本蘭領印度協会」と、「日本和蘭協会」の合併を行っている。日本蘭領印度協会は1930年9月に蘭領東インド側からの働きかけによって設立され、34年以降は事実上の活動停止状態であったが、37年の「石澤＝ハルト」会談等の成功によりやや日蘭関係が好転し

た流れを受けて、従来からあった両協会を合併することで、「以テ彼我ノ親善關係ヲ進ムルコト」を押し進めようとした^(注45)。このように外務省は、南洋協会以外にも既存の民間団体を活用して、民間外交ルートを開拓する試みを行っていたのである。

本稿では詳しく論ずることはできないが、1939年以後の南洋協会と外務省の密接な結びつきを示す一例が、南洋協会が39年9月に開催した「南洋經濟懇談会」であった。同懇談会は、林協会理事長と飯泉主事が中心となって、外務省通商局長、欧亜局長、情報部長、文化事業部長らを招き、それ以外にも拓務省、商工省、企画院、大蔵省から各局長もしくは部長クラスの出席者を募り、民間側からは横浜正金銀行、台灣銀行、三井銀行の各頭取を、日本郵船、大阪商船会社からは両社長を招いて行われた会合であった。その報告書には「純然たる民間会合」と特記されているものの^(注46)、実際には、外務省の史料によれば「本懇談会ノ建前ハ徹頭徹尾南洋協会主催ニヨル民間ノ会合タルニ在ルヲ以テ之カ（出席者の）人選ニ付テモ各在外公館員、貿易通信員及ヒ貿易斡旋所職員ハ之ヲ避クルコト」、「派遣候補ノ人選ニツキテハ南洋協会ヨリノ依頼ヲ受ケタル趣旨ヲ以テ 各地有力者間ニテ協議ノ上、領事ニ於テ取纏メ外務省ヲ経由シ協会宛推薦セルモノニツキ協会ニ於テ決定スル形式トスルコト」とされており^(注47)、「民間会合」というのはあくまでも「建前」であり、実際には外務省がその人選から資金繰りまでの全てを執り行っていたにもかかわらず、「徒ニ声ヲ大ニシテ南方發展ヲ唱フルカ如キハ百害アリテ一利ナシ」^(注48)という判断によって民間会合を装って行われたものであった。そして1939

年の財団法人への改組以後、42年にはサイゴンに南洋学院を設立し、国内でも「南方特別留学生」の受け入れ団体となっていましたように、南洋協会はもはや完全なる官営団体として45年を迎えたのであった^(注49)。

以上みてきたように、本稿では、従来南洋協会の私的活動として考えられてきた南洋商業実習生制度が、外務省による「華僑」排日運動の打破を目的とする国家的な商業移民政策であったこと、そして1939年の南洋協会財団法人化も、総動員体制下の省庁再編の流れの中で、陸軍、商工省、企画院への対抗策として、在南洋邦人を統括するために外務省が実行した計画であったことを実証してきた。

以上、本稿で実証したことによって冒頭で提起した問題に言及すれば、1930年代後半に「官」僚組織の中でも外務省が「民」勢力の「統括」に乗り出していった契機を考える上では、総力戦体制下の官僚機構内部の権益争いという動機を考慮していく必要があるといえよう。また1929年の段階からすでに、外務省が公にしない形で「国家政策」として商業実習生制度を実行していたことを考慮すれば、35年以前の南方進出政策においても「官」勢力と「半官半民」団体の連携が進んでいたと指摘できるであろう。なお前者の点は本稿でも十分に論じ切れてはいないので、今後は1939年から太平洋戦争開始期までの南方進出政策において、外務省や商工省に加え、台湾総督府、拓務省、陸軍部、海軍部といった勢力がどのように主導権争いを展開していったのか、またその中で南洋協会はどのような役割を占めていたのか、といった点について引き続き取り組んでいきたいと考えている。

(注1) 本稿では「南進」については、かっこをつけて使用した。また「南進」論を南方に向かおうとするイデオロギーや言説を指すものと定義し、南方進出を実際の行為として区別している。南洋の定義は「蘭領東印度、英領馬來、比律賓の外、仏領印度支那、暹羅、英領印度其他太平洋諸島並に台灣と密接の関係ある南支一帯」とした〔南洋協会 1935, 91〕。また引用中の漢字は、できるだけ当用漢字に改めた。

(注2) 矢野氏は「民」主体の商業的「南進」から官僚機構中心の国策「南進」への転換を1935年前後に求め、両者は「無関係な所に根を持つものであった」と捉えた〔矢野 1975, 160〕。それに関して、橋谷弘氏は民間の進出が摩擦を招いた例があるとして、民間の「南方開拓」を無垢な存在とした矢野の見方は批判しつつも、矢野の提示した構造理解自体に対しては支持を表明している〔橋谷 1993, 64〕。

(注3) 大正期の南洋協会と「南進」論については、すでに別稿で論じたことがある〔河西 1998〕。南洋協会は先行研究でも触れられることの多い団体であるが、協会自体を論じた研究は、明石陽至、鈴木健一両氏の個別論文があるのみである。鈴木氏の論考は教育学の立場から、新嘉坡学生会館に焦点を当てたものであり〔鈴木 1995〕、明石氏の研究は南洋協会の活動を網羅的に扱った優れた研究であるが〔明石 1994〕、協会と外務省との連携に焦点を当てたものではない。

(注4) 南洋協会設立の経緯については拙稿〔河西 1998〕参照のこと。

(注5) 南洋貿易会議へは南洋協会からは副会頭藤山雷太、主事飯泉良三、理事井上雅二ほか、新嘉坡商品陳列所所長石井健次郎、スラバヤ商品陳列所所長安江安吉らが出席しており、『南洋協会雑誌』第12巻10号（1926年10月）においてその議事録の摘要が紹介されている。

(注6) 南洋協会はこの時期に設立以来の中心的人物であった会頭田健治郎と、副会頭内田嘉吉を相次いで失っている。「南洋ブーム」の沈静化もあって、当時協会の存続も盤石であったわけではなく、外務省との連携をより強固にすることは、協会にとってもメリットの大きいことであったと考えられる。

(注7) 「馬来半島及暹羅國南西部ニ於ケル邦人自

作農ノ移住適地調査ニ関スル件』「收拓三第一三五号 昭和5年8月2日 拓務次官公爵小村欽一発 新嘉坡総領事玉木勝治郎宛」外務省外交史料館蔵（以下、外交史料館と略す）『本邦移民保護、奨励並救済関係雑件 英国関係（属領地ヲ含ム）』。

（注8）飯泉良三は東洋拓殖株式会社参事として「朝鮮経営」に携わっていた人物であった。なお1924年12月から26年5月にかけて「暹羅ニ於ケル米作」の調査が、外務省から南洋協会に依頼されている〔外務省通商局第三課 1927、『本邦移民保護、奨励並救済関係雑件』〕。

（注9）松本領事への支部長就任の打診は井上雅二が行っている。その経緯は『在内外協会関係雑件 在外ノ部』が一端を伝えているが、それによればジャワ支部長就任の是非を問い合わせた松本に対して、外務省本省は一旦は辞退すべきであると返答している。この間の事情を伝える史料は欠落しているが、結果的に松本が支部長に就任していることから、外務省の方針が転換したと考えることができる。

（注10）「新旧役員歓送迎披露宴 井上本会相談役の謝辞」『南洋』第24巻第6号（1938年6月）186ページ。

（注11）「高裁案 南洋研究会開催ニ関スル件」（昭和4年12月27日起草）『帝国ノ对外経済発展策関係雑件』。以下当段落の引用は全て同じ。

（注12）「本邦中間人ノ蘭領東印度移植ニ就テ卑見提出ノ件」「機密公第186号 昭和2年10月30日 在スマラバヤ領事姉歎準平発 外務大臣田中義一宛」『帝国ノ对外経済発展策関係雑件』。

（注13）「対蘭領印度邦人発展ノ方策ニ関シ稟報ノ件」「機密公第195号 昭和3年11月13日 在バタビヤ総領事三宅哲一郎発 外務大臣田中義一、広田弘毅、井上準之助宛」『帝国ノ对外経済発展策関係雑件』。本件は発信先にもあるように、あえて井上準之助にも送られている。また三宅総領事は、「本官、井上氏等一行ト旅行中色々懇談セル次第」と、井上の南洋視察旅行の際にも「支那人中間商人排除ニ関スル件」を直接話し合ったことを認めている〔「第42号 支那人中間商人排除ニ関スル件」（昭和3年9月3日後着 三宅総領事発 田中外務大臣）『帝国ノ对外経済発展策関

係雑件』〕。

（注14）「前日銀總裁井上準之助氏南洋視察談」『帝国ノ对外経済発展策関係雑件』。

（注15）当該時期の「華僑」排日運動に関しては、東亜研究所（1945）が詳しい。

（注16）「田中大臣発 在バタビヤ三宅総領事宛起草昭和3年12月27日 電送第37号 昭和4年4月7日」『在外本邦商業練習生及海外実務員関係雑件』。

（注17）外務省通商局第三課（1932、28-29）。本調書は姉歎が1931年に南洋協会で行った講演の活字版である。

（注18）「本会報告 南洋商業実習生募集」『南洋協会雑誌』第15巻第3号（1929年3月）92ページ。

（注19）募集人数を増やした第4回の派遣では派遣2年以内に30名中6名が帰国し、6年後までには12人が帰国している。第1回に次ぐ帰国者の数であるが、現在のところ詳細は不明である。

（注20）藤山雷太「将来適當の時期に独立開業せしむる心算でありましたが、今回突如として只今申しました営業制限を実施されんとするやうな憂がありますので、実習生中最も適當と思はれるもの八名だけを急ぎ開業させました」（『南洋協会第二十六回定期総会議事速記録』『南洋』第20巻第8号 1934年8月 101ページ）。

（注21）「昭和十四年度南洋商業実習生移住開業奨励費補助申請ノ件」（昭和14年6月2日 発第330号 南洋協会会长公爵近衛文麿発 外務大臣有田八郎宛）

『在外本邦商業練習生及海外実務員関係雑件』。同史料以外にも、第2回実習生であった金野敏郎氏の「南洋協会と実習生」〔ジャガタラ友の会 1978、171-176〕が当時の実習人数を示している。同記事は、実際に実習生の生活を伝えるものとして希少性の高い史料であるが、記載された表の細部には明らかな誤植もしくは統計ミスがあり、史料批判を加える必要がある。

（注22）「昭和十七年度財團法人南洋協会定期総会議事速記録（昭和18年6月30日）」（『南洋』第29巻第8号 1943年8月）。同時期の『南洋学院関係一件』では総計は600人であったとされている。

（注23）『海外各地在留本邦内地人職業別人口表』。同史料中で「物品販売業」と「貿易商」として記載さ

れている「職業別」軒数（従業員を除く），英領マラヤ（シンガポール，英領北ボルネオ，保護領サラワクを含む）222軒，蘭領東インド795軒，タイ44軒，仏領インドシナ33軒，フィリピン520軒を合計した。「物品販売業」のみの合計では1443軒となる。

(注24) 「高裁案附属書」（昭和7年3月19日起草主管通商局長主任第三課長）『満州事変 排日・排貨関係』第27巻。なお同史料は外務省（1996, 749-755）にも収録されている。以下2段落にわたり特に断りのない引用は総て同じ典拠である。

(注25) 協会が外部に公表した「昭和十二年度南洋協会会計報告書（1937年4月1日～1938年3月31日）」（『南洋』第24巻第8号附属 1938年8月 1～7ページ）では、台湾総督府からの補助金（1万2000円），拓務省からの補助金（1000円），および商工省からの新嘉坡商品陳列所，スラバヤ，バタビヤ出張所への補助金（総額6万1289円）は記載されているが，外務省からの補助金は「別途資金繰入金」としてのみ記載されていたように，公にはされていなかった。協会が財団法人となって以降の会計報告書では，「補助金」として一括した項目となり，個々の官庁別の支給額は公にされなくなっている（「昭和十三年度定時会員総会事業及会計報告書」『南洋』第25巻第8号附属1939年8月 45ページ）。

(注26) 「第九，支那事変ト列国ノ対日經濟圧迫問題」『昭和十二年度 執務報告』43～44ページ。

(注27) 「対日經濟圧迫対策ニ関スル件」（企画院上申第15号 昭和12年12月27日条 第二委員会々長 青木一男発 内閣總理大臣公爵近衛文麿宛）国立公文書館所蔵『昭和十二年 公文雜纂 内閣三ノ一 卷三ノ一』。第二委員会は從来「政策決定への影響は少なかった」とされ，同時期に設置された第一委員会，第三委員会に比べ評価は低い[古川 1992, 86]。しかしながら，在南洋邦人を統轄することを決定した点においては，大きな意味を持っていたと考えられる。

(注28) 「通商応急対策費使途ニ関スル件」（昭和13年4月13日）『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係雑件 南洋協会関係』。以下『南洋協会関係』と略す。

(注29) 時局委員会の実態は，まず「主ナル邦人ヲ網羅」した「経済調査会」を設置し，その下に貿易振

興策や関税調査を行う「貿易委員会」と，「対日經濟圧迫」に対する方策を討議する「時局委員会」を設置するというものであったが，この委員会に大使館員が参加することで，領事が「指導運用ヲ計ル」とされていた。「鈴木総領事発 有田外務大臣宛電報 第272号」（昭和13年 33667 河内11月16日後発 本省16日夜着）『帝国ノ对外經濟発展策関係雑件』。

(注30) 「昭和13年6月23日決済 高裁案 南洋協会へ補助金交付ノ件」『南洋協会関係』。

(注31) 「南洋協会今後ノ方針ニ関スル件」（昭和13年5月9日 欧亜局第三課作成）『南洋協会関係』。外務省から出席した石澤豊は「石澤＝ハルト協定」を締結するなど，蘭印問題のエキスパートであった。

(注32) 「『マニラ』商品陳列所其他一般南方問題ニ関スル協議会」『帝国ノ对外經濟発展策関係雑件』。

(注33) この「新旧役員歓送迎披露宴」については，「本会報告」（『南洋』第24巻第6号 1938年6月180～186ページ）がその詳細を伝えている。

(注34) 「命令書」（命令第60号 昭和13年9月3日発送済）『南洋協会関係』。

(注35) 商工省は1937年7月12日に「戦時貿易計画」を審議したが，その中でも貿易斡旋所の設置を提案している。当該時期の商工省の動きについては，中村（1987）が詳しい。

(注36) 商品陳列所の廃止は少なくとも1937年4月には関係省庁および南洋協会に通達されていたが，外務省内部では商品陳列所廃止に対する反対意見も根強かった（「当地商品陳列館閉鎖ニ関スル件」「機密公第188号 昭和12年4月23日 在新嘉坡総領事郡司喜一発 外務大臣佐藤尚武宛」『本邦商品陳列所関係雑件在外ノ部 亜細亜南洋ノ部』）。

(注37) 商務官制度をめぐる外務省と商工省の対立に関しては，大正期についての研究は行われている[本宮 1990]。

(注38) 商工省と企画院・陸軍部は全く同一の計画を立案していたわけではなく，商工省は「貿易委員会」，企画院側は「貿易省」の設立を目指していた。この経緯については寺村（1987, 101-102）および古川（1992, 101-112）が詳しいが，本稿では对外務省という点では三者の思惑は一致していたと捉えている。

(注39) 『昭和十三年度 執務報告』13~18ページ参照。以下、注(40)までの引用は総て同じ。

(注40) 『昭和十三年度 執務報告』18ページ。

(注41) 無論、その後の太平洋戦争に至る流れを考える限り、外務省が対外政策決定過程において主導的な立場をとり続けることができていたとは考えられない。南洋協会との関わりにおいても、どこまで外務省が主導的な立場を貫けたのかは、当該期の外務省の史料のほとんどが欠損しているため、現在までのところは残念ながら判別できない。この点に関しては今後の研究課題としたいが、少なくとも本稿では、1938~39年の段階では、外務省は南洋協会を財団法人化させることで、在南洋邦人（すなわち「民」の勢力）の統制を行うことには成功していたことは明らかにできたと考えている。

(注42) 「三、南洋商業実習生補助費」『南洋協会関係』。同史料は前半部分が欠落しており、正確な作成時期は判明しないが、前後収録資料から1938年後半に作成されたものであることは確認できる。

(注43) 「通商応急対策費使途ニ関スル件」（昭和13年4月13日）『南洋協会関係』。

(注44) 「昭和三年度第五回特別情報 新嘉坡ニ於ケル排日問題ニ関スル件」（昭和3年5月10日 発第213号 南洋協会発 出淵勝次宛）「同第七回特別情報 爪哇ニ於ケル排日問題ニ関スル件」（昭和3年5月16日 発第213号）『濟南事件 排日及排貨関係』。同史料中には、1928年5月から7月にかけて10回ほどの特別情報が収録されている。

(注45) 「日本蘭領印度協会及日蘭協会合併案ニ関スル件」（昭和13年2月26日附 欧三機密合第212号 外務大臣広田弘毅発 在蘭桑島公使，在バタビヤ馬瀬総領事他宛）『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係雑件 日本蘭領印度協会』。また両協会の合併後も南洋協会爪哇支部は存続している。

(注46) 財団法人南洋協会（1940, 3）。同資料の使用に関しては明石陽至氏に格別のご厚意をいただきることができた。この場を借りて御礼申し上げたい。

(注47) 「南洋経済懇談会開催ニ関スル件」（昭和14年6月19日 松嶋通商局長発 台湾總督府千葉外務部長宛）『帝国ノ対外経済発展策関係雑件』。

(注48) 「南洋経済懇談会ニ関スル件」（昭和14年6月27日 新嘉坡岡本總領事発 有田外務大臣宛 第161号）『帝国ノ対外経済発展策関係雑件』。

(注49) 南洋協会は1945年の敗戦時に散会したが、およそ11年の空白を経て外務省の外郭団体である日本インドネシア協会、日本マレイシア協会に引き継がれた。1970年には自由民主党・対外経済協力委員会において、「民間親善団体の活動を活性化」するために、東南アジア各国との交流をもっていた日本マレイシア協会等8団体に対して補助金を支給することが決定し、その「取扱機関」として、社団法人アジア協会が発足している。このように半官半民団体を通じて数々の政策を行うというあり方は、戦後にも引き継がれているといえよう。上述の経緯については、平野（1993）を参照した。

文献リスト

- 明石陽至 1971. 「南洋華僑と満州事変」『東南アジア——歴史と文化——』第1号：52-78.
- 1994. "NANYŌ KYŌKAI, 1915-1945." 『社会科学討究』第40卷第2号（2月）：502-530.
- 編著 2001. 『日本占領下の英領マラヤ・シンガポール』岩波書店.
- 井上雅二 1922. 「帝国の将来と南洋の富源」南洋協会編『南洋協会講演集』南洋研究叢書7編：56-96.
- 外務省『在内外協会関係雑件 在外ノ部』外務省外交史料館蔵（以下、外交史料館と略）(1.3.3.1-1).
- 『濟南事件 排日及排貨関係』第1卷 外交史料館蔵(A.1.1.0.2-4).
- 『満州事変 排日、排貨関係』第27卷 外交史料館蔵(A.1.1.0.21-5).
- 『帝国ノ対外経済発展策関係雑件』外交史料館蔵(E.1.1.0.8).
- 『本邦商品陳列所関係雑件在外ノ部 亜細亞南洋ノ部』外交史料館蔵(E.2.7.0.1-1).
- 『在外本邦商業練習生及海外実務員関係雑件』外交史料館蔵(E.2.11.0.3).
- 『南洋学院関係一件』外交史料館蔵(I.1.5.0.18).

- 『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係雑件 南洋協会関係』外交史料館蔵(I.1.10.0.2-4).
- 『本邦ニ於ケル協会及文化団体関係雑件 日本蘭領印度協会』外交史料館蔵(I.1.10.0.2-8).
- 『本邦移民保護、奨励並救済関係雑件』外交史料館蔵(J.1.2.0.J7).
- 『本邦移民保護、奨励並救済関係雑件 英国関係(属領地ヲ含ム)』外交史料館蔵(J.1.2.0.J7-7).
- 『海外各地在留本邦内地人職業別人口表(昭和十二年十月一日現在)』外交史料館蔵(調査245).
- 編纂 1977.『日本外交文書 満州事変第一巻 第二冊』外務省.
- 編纂 1996.『日本外交文書 昭和期II第一部 第一巻』外務省.
- 外務省通商局 1937.『昭和十二年度 執務報告』外交史料館蔵(通334)(復刻版『外務省執務報告:通商局』第2巻 クレス出版 1995年).
- 1938.『昭和十三年度 執務報告』外交史料館蔵(通335)(復刻版『外務省執務報告:通商局』第3巻 クレス出版 1995年).
- 外務省通商局第三課作成 1932.『蘭領印度に於ける本邦人の発展状況』外交史料館蔵(通338).
- 作成 1927.『第五十四回帝国議会説明参考資料』外交史料館蔵(議 TS 14).
- 外務省通商局第二課作成 1929.『第五十七回帝国議会説明参考資料』外交史料館蔵(議 TS 18).
- 金ヶ江清太郎 1968.『歩いてきた道』国政社.
- 河西晃祐 1998.『大正期南進論と南洋協会』『紀尾井史学』(上智大学史学研究室) 18: 39-53.
- 倉沢愛子 1992.『日本占領下のジャワ農村の変容』草思社.
- 編 1999.『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部.
- 後藤乾一 1986.『昭和期日本とインドネシア——一九三〇年代「南進」の論理・「日本觀」の系譜——』勁草書房.
- 1995.『近代日本と東南アジア——南進の「衝撃」と「遺産」——』岩波書店.
- 財団法人南洋協会 1943.『昭和十七年度 財団法人南洋協会定時総会議事速記録(昭和18年6月30日)』『南洋』第29巻第8号(8月): 1-58.
- 編 1940.『南洋經濟懇談会報告書』非売品.
- 清水元 1986a.『1920年代における『南進論』の帰趣と南洋貿易會議の思想』[清水 1986b所収].
- 編著 1986b.『兩大戦間期日本・東南アジア関係の諸相』アジア経済研究所.
- ジャガタラ友の会編 1978.『ジャガタラ閑話』.
- 杉山伸也/イアン・ブラウン編 1990.『戦間期東南アジアの経済摩擦』同文館出版.
- 鈴木健一 1995.『南洋協会の設立と新嘉坡学生会館』『教育論叢』7(1): 25-39.
- 寺村泰 1987.『日中戦争期貿易政策』『戦時経済』年報・近代日本研究 9: 81-102.
- 東亜研究所編 1945.『第三調査委員会報告書——南洋華僑抗日救国運動の研究——』(復刻版『南洋華僑抗日救国運動の研究』龍溪書舎 1978年).
- 内閣『昭和十二年 公文雜纂 内閣三ノ一 卷三ノ一』国立公文書館所蔵(2A-14-纂 2249).
- 中島精一郎 1929.『邦人の海外企業より見たる南洋』『南洋協会雑誌』第14巻第10号(10月): 4-8.
- 中村孝志 1979.『台灣總督府の南支・南洋施設費について——大正五年度予算説明概要を中心に——』『南方文化』第6集: 141-170.
- 1981.『『大正南進期』と台湾』『南方文化』第8集: 209-257.
- 中村隆英 1987.『『準戦時』から『戦時』経済体制への移行』『戦時経済』年報・近代日本研究 9: 1-25.
- 波形昭一編著 1997.『近代アジアの日本人経済団体』同文館出版.
- 南洋協会 1926.『第一回貿易会議』『南洋協会雑誌』第12巻第10号(10月): 81-114.
- 1929.『本会報告 南洋商業実習生募集』『南洋協会雑誌』第15巻第3号(3月): 91-97.
- 1939.『昭和十三年度定時会員総会事業及会計報告書』『南洋』第25巻第8号(8月): 1-47.
- 編 1935.『南洋協会二十年史』南洋協会.
- 橋谷弘 1993.『日本・東南アジア関係史の成果と現代

- 的意義——日本における研究を中心として——」
『アジア経済』第34巻第9号（9月）：63-76.
- 波多野澄雄 1985. 「『南進』への旋回：1940年——『時局処理要綱』と陸軍——」『アジア経済』第26巻第5号（5月）：25-48.
- 1986. 「日本海軍と『南進』——その政策と理念の史的展開——」[清水 1986b 所収].
- 1990. 「日本海軍と南進政策の展開」[杉山・プラウン 1990所収].
- 1991. 「国防構想と南進論」[矢野 1991所収].
- 原不二夫 1986. 『英領マラヤの日本人』アジア経済研究所.
- 1987. 『忘れられた南洋移民——マラヤ渡航日本農民の軌跡——』アジア経済研究所.
- 疋田康行編 1995. 『南方共栄圏』多賀出版.
- 平野博 1993. 「社団法人日本マレイシア協会の歩み(1)」『月刊マレイシア』372号.
- 古川隆久 1992. 『昭和戦中期の総合国策機関』吉川弘文館.
- 三宅哲一郎 1978. 「ジャガタラ談話」[ジャガタラ友の会 1978所収].
- 本宮一男 1990. 「第一次大戦前後における商務官制度の展開」『外交史料館報』第3号：13-36.
- 矢野暢 1975. 『「南進」の系譜』中央公論社.
- 1979. 『日本の南洋史観』中央公論社.
- 編集責任 1991. 『講座東南アジア学』第10巻弘文堂.

(上智大学大学院文学研究科史学専攻博士
後期課程)